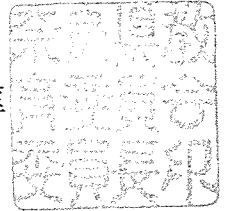




教 文 第 1 5 4 号
平成26年12月4日

奈良県議会議長 山下 力 様

奈良県教育委員会委員長 花山院 弘匡



奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する
条例制定に伴う意見について（回答）

平成26年12月1日付け奈議第143号で意見を求められたこのことにつ
いては、下記のとおりです。

記

議第88号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

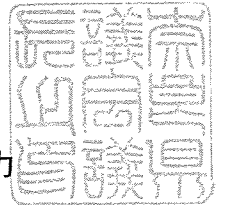
上記の条例案は適当と認めます。

奈 議 第 1 4 3 号

平 成 2 6 年 1 2 月 1 日

奈良県教育委員会委員長 花山院 弘匡 様

奈良県議会議長 山下 力



意 見 聴 取 に つ い て

平成26年12月定例県議会に提出された下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により、貴委員会の意見を聴取したのでよろしくお願ひします。

記

議第88号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正の理由

市町村が処理することとする事務を追加する等のため、所要の改正をしようとするものである。

2 事務処理の特例制度

知事の権限に属する事務の一部を、県条例の定めるところにより、特例的に市町村に移譲する制度であり、平成26年4月1日現在、57法令607条項の事務を権限移譲している。

3 改正の経緯

(1) 県としての移譲の考え方

住民に身近な行政はできる限り身近な地方公共団体において処理するという「基礎自治体優先の原則」を尊重し、市町村の意欲に応じて、権限移譲を推進する。

(2) 移譲可能事務・権限メニュー

①住民の利便性向上、②事務処理の迅速化及び効率化、③市町村における総合行政の展開、④市町村又は住民からの要望の観点から、県が「移譲可能事務・権限メニュー」を策定する。

(3) 重点移譲推進事務

「移譲可能事務・権限メニュー」の中でも、既に一部の市町村に移譲実績のある事務等、移譲による効果が特に高いと考えられる事務については、「重点移譲推進事務」に位置づけ、積極的に移譲を推進する。

(4) 市町村との協議

「移譲可能事務・権限メニュー」を市町村に提示し、市町村との協議が整った次の表の事務（8項目）について、奈良県事務処理の特例に関する条例に基づき、関係市町に権限を移譲する。

事務内容	特例条例による移譲先(案)	移譲状況
文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等	三宅町 王寺町 吉野町	【法律】奈良市（中核市） 市（第二次一括法） 【条例】平群町 斑鳩町 川西町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 広陵町 河合町 大淀町

4 施行期日等

- (1) 平成27年4月1日から施行する。
- (2) その他所要の経過規定を置く。

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>市町村が処理することとする事務を追加する等のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 市町村が処理する事務の追加 工場立地法に基づく特定工場の新設の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を川西町が処理することとする。 (別表第1 関係)</p> <p>2 事務を処理する市町村の追加</p> <p>(1) 地方自治法に基づく新たに生じた土地の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係町村を追加することとする。</p> <p>(2) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく業務に関する必要な指示等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係市村を追加することとする。</p> <p>(3) 国有財産法に基づく国土交通省所管の国有財産に係る河川法に規定する準用河川の用に供されている国有財産に係る立入及び境界確定に関する知事の権限に属する事務並びにその他の立入及び境界確定に関する知事の権限に属する事務を処理する関係市町村を追加することとする。</p> <p>(4) 柔道整復師法に基づく業務に関する必要な指示等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係市村を追加することとする。</p> <p>(5) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく都市計画施設の区域内に所在する土地等を譲渡しようとする場合の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係町を追加することとする。</p>

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定路外駐車場の設置の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係町を追加することとする。</p> <p style="text-align: right;">(別表第1関係)</p> <p>(7) 文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に係る教育委員会の権限に属する事務を処理する関係町を追加することとする。</p> <p style="text-align: right;">(別表第3関係)</p> <p>3 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>4 施行期日等</p> <p>(1) 平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(2) その他所要の経過規定を置く。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(案)

奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項市町村の欄中「上牧町 広陵町」を「上牧町 王寺町 広陵町 河合町 野迫川村」に改め、同表の三の項市町村の欄中「橿原市」を「橿原市 宇陀市 十津川村」に改め、同表の五の項市町村の欄中「天川村」を「奈良市 大和郡山市 橿原市 山添村 安堵町 川西町 天川村 十津川村」に改め、同表中三十の項を三十一の項とし、二十五の項から二十九の項までを二十六の項から三十の項までとし、同表の二十四の項市町村の欄中「斑鳩町」を「斑鳩町 安堵町」に改め、同項を同表の二十五の項とし、同表中二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を二十三の項とし、二十一の項を二十二の項とし、同表の二十の項市町村の欄中「斑鳩町」を「斑鳩町 安堵町」に改め、同項を同表の二十一の項とし、同表の十九の項市町村の欄中「橿原市」を「橿原市 宇陀市 十津川村」に改め、同項を同表の二十の項とし、同表中十八の項を十九の項とし、十五の項から十七の項までを十六の項から十八の項までとし、十四の項の次に次のように加える。

<p>十五 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第六条第一項の規定による届出の受理 2 法第七条第一項の規定による届出の受理 3 法第八条第一項の規定による届出の受理 4 法第九条第一項及び第二項の規定による勧告 5 法第十条第一項の規定による命令 6 法第十一条第二項の規定による期間の短縮 7 法第十二条の規定による届出の受理 8 法第十三条第三項の規定による届出の受理 	<p>川西町</p>
--	------------

別表第三の一の項市町村の欄中「川西町」を「川西町 三宅町」に、「上牧町」を「上牧町 王寺町」に、「河合町」を「河合町 吉野町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一又は別表第三の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事又は教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法律の規定により知事又は教育委員会に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては別表第一又は別表第三の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

5～10 (略)

(平一一法八七・全改、平一九法九七・平二四法七二・一部改正)

○奈良県事務処理の特例に関する条例

平成十二年三月三十日

奈良県条例第三十四号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第五十五条第一項の規定に基づき、知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 別表第一の上欄に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

第三条 別表第二の上欄に掲げる知事に対する申請又は届出等の受理、調査等は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

第四条 別表第三の上欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。 (平二四条例二二・追加)

別表第三(第四条関係)

(平二四条例二二・追加)

事務	市町村
一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下この項において「法」という。)及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第二百五条第一項の規定による許可(政令第五条第四項第一号に掲げるものに限る。) 2 法第二百五条第三項において準用する法第四十三条第四項の規定による命令又は許可の取消し(1の許可に係るものに限る。) 3 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求(1の許可に係るものに限る。) 4 法第三十一条第一項の規定による実地調査及び調査のための必要な措置(1の許可に係るものに限る。)	平群町 斑鳩町 川西町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 広陵町 河合町 大淀町